

ふくいの老舗逸品承継発展事業

事業概要説明

目次

| | |
|-------------------|----|
| 1. 助成事業対象者および事業内容 | 3 |
| 2. 助成対象経費 | 7 |
| 3. 助成率・助成対象期間 | 10 |
| 4. 応募方法 | 11 |
| 5. 募集スケジュール | 14 |
| 6. 採択基準 | 15 |
| 7. 今後のスケジュール | 16 |

1. 助成事業対象者および事業内容(1/2)

助成対象となる事業は、創業から50年以上を経過した小規模事業者が行う、新商品開発・販路開拓、事業用建物の改装、または設備導入等の老舗企業の維持発展に必要な取り組みとする。

| 助成事業対象者 | 助成対象となる事業内容 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">①福井県内に主たる事業所を有する小規模事業者。ただし、補助事業者の範囲に、企業組合、協業組合を含む②創業から50年以上を経過している者③自社独自の長く伝わる技術等を用いて商品<small>の製造または製造販売を行っており</small>、かつその技術に希少性があるものとして、商工団体等が認める者④代表者または代表者の後継者が20歳以上50歳未満である者⑤④の代表者または代表者の後継者が商工団体等と連携して、自らが実施する今後5年間の事業計画書(様式第1)を策定し、今後も事業継続する意欲がある者 | <p>以下の①から③のいずれか、または①から④の複数の事業内容</p> <ul style="list-style-type: none">① 新商品開発・販路開拓② 事業用建物の改装費③ 設備導入費④ その他、上記に附帯する取組み |

※助成事業対象者は①から⑤を全て満たす者とする

※みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っているものは除く

助成事業対象者および事業内容(2/2)

過去3年間に下記の県産業労働部関係補助金等を受けた方は、**対象外**となります。

- ・ おもてなし産業魅力向上支援事業助成金
- ・ おもてなし商業エリア創出事業【ハード整備等】(個店改修支援分)補助金
- ・ ふくいの老舗逸品承継発展事業助成金
- ・ ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業助成金
- ・ ふるさと企業経営承継円滑化事業(事業改善型)助成金
- ・ ふるさと企業経営承継円滑化事業(事業創継・再編統合型)助成金
- ・ ふくいの逸品創造ファンド助成金
- ・ 新分野展開スタートアップ支援事業助成金
- ・ 創業支援事業助成金
- ・ U・Iターン移住創業支援事業助成金
- ・ 繊維企業連携新素材開発等支援事業補助金
- ・ 将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金
- ・ 産学官金連携技術革新推進事業補助金

小規模事業者とは（対象者：製造または製造販売を行っているもの）

小規模事業者支援法の「小規模事業者」に該当する者のことをいう。

| 業種 | 中小企業基本法 | | 小規模事業者支援法 |
|------------------|-----------|----------|-----------|
| | 中小企業者 | うち小規模企業者 | 小規模事業者 |
| | 資本金または従業員 | 従業員 | 従業員 |
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| サービス業(宿泊業・娯楽業以外) | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | | | 20人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

「みなし大企業」とは

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している小規模事業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している小規模事業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている小規模事業者

希少性(優位性)とは

- ・ 自社独自の長く伝わる特殊技術がある
- ・ オリジナル商品を有しており周知度が高い
- ・ 製造に係る特許を取得している
- ・ 商標登録商品を扱っている(部品製造含む)
- ・ 商工団体等の区域内において同様な技術を持つ小規模事業者が少数であり、同技術を次世代に承継していくことが重要と認められること
- ・ 地域産業に影響力があり重要な位置付けとなっている
- ・ その他

2. 助成対象経費(1/3)

事業実施のために必要となる経費であり、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします

① 事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② 交付決定日以降の契約・発注により発生かつ事業期間内に支払いが完了した経費

※交付決定日：採択された後に発行される「交付決定通知書」の日付

③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

※証拠書類：見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など

助成対象経費(2/3)

| 経費区分 | | 内 容 |
|---|----------|--|
| 新商品開発費 | | 従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く)、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費 |
| 販路開拓費 | | 従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く)、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費 |
| 事業用建物の 改装費 | 建物修繕費 | 事業用建物の改装に要する経費(デザイン料等の設計に要する経費を含む) |
| | 構築物費 | 構築物の購入、建造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費 |
| 設備導入費 | 機械装置費 | 機械装置等の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費 |
| 新商品開発・ 販路開拓、 建物改装、 設備導入 に附帯する経費 | 工具・器具・備品 | 工具・器具・備品の購入、据付又は借用に要する経費 |
| | 広報費 | 印刷物作成費、広告媒体の活用等の助成事業に要する経費 |
| | その他 | 支援センターが助成事業に必要と認める経費 |

助成対象経費(3/3)

[助成対象にならない経費]

- ・ グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・ 給排水工事(据付工事を除く)、運搬費、保守管理費、諸経費、不動産の購入費、保証金、敷金、保険料、公租公課(消費税及び地方消費税額を含む)
- ・ 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・ 直接売上や利益につながる費用(ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。)
- ・ 産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ・ フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・ 他の国、県、市町の補助金の補助対象となっているもの
- ・ 不動産貸付業、駐車場業、または自転車駐車場業にかかる経費
- ・ その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容等)

3. 助成率・助成対象期間

| 助 成 率 | 助成限度額 | 助成対象期間 |
|-----------------|-------------|--------------------------|
| 対象経費の 3分の2以内 | 300万円 以内 | 交付決定の日より 2021年1月31日まで |

- ※ 採択の状況により、助成限度額が減額になる場合があります。
 - ※ 助成対象期間は最長2021年1月31日まで、それ以前でも可
 - ※ 助成金の交付は、事業完了日の約1ヵ月～1ヵ月半後となります。
- 助成事業期間中は自己資金や借入金等で必要な資金を調達する
必要があります。

4. 応募方法

事業計画の作成から提出の流れ

- ① 商工会議所、商工会等に相談
↓
- ② 様式に従って作成(商工団体等の「意見書」
及び関係書類をそろえる)
↓
- ③ 産業支援センターに提出

※応募様式は、産業支援センターホームページからダウンロードできます

添付書類(様式第1に記載してあります)(1/2)

- (1) 申請者の詳細(別紙1)
- (2) 事業実施計画書(別紙2、3)
- (3) 収支予算積算内訳(別紙4)
- (4) 中期経営計画(別紙5)
- (5) 【個人事業者】住民票(応募日以前3カ月以内に発行、マイナンバー不要)
- (6) 直近三期分の決算書資料(損益計算書、貸借対照表、勘定科目内訳明細書)
※個人事業主の場合は、直近三期分の確定申告書
- (7) 直近の確定申告書別表二(同族会社の判定に関する明細書)※法人のみ
- (8) 後継者または代表者の年齢がわかる書類(運転免許証写しなど)
- (9) 創業年が証明できる書類【業歴50年以上がわかればよい】
- (10) 県税に滞納がない旨の証明書(応募日以前1カ月以内発行)
または県税の納税状況の確認について(別紙6)
- (11) 会社概要のわかるもの【パンフレット等】

添付書類(様式第1に記載してあります) (2/2)

- (12) 写真(事業所の内外観、主な商品、改装箇所等)(別紙7)
- (13) 【代表者が満60歳以上の場合】事業承継診断票(別紙8)
- (14) 【新型コロナウイルスの影響により、前年同月比10%以上の売上減少が生じている場合】
新型コロナウイルスの影響による売上減少に係る証明書(別紙9)
および根拠書類
【新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの毀損に対応するための設備投資等に取り組む場合】新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの毀損への対応について(別紙10)および根拠書類
【事業継続計画(BCP)を策定している場合】
BCPの写し(計画期間内のものに限る)
【経営革新計画の承認を受けている場合】県からの経営革新計画の承認通知の写し(計画期間内のものに限る)
- (15) 意見書(様式第2)

※商工会議所または商工会等が作成し押印のあるもの

5. 募集スケジュール

(1) 募集期間

令和2年5月27日(水)～**6月30日(火)**

[17:00まで 当日必着]

(2) 提出方法

原則、事務局へ郵便又は宅配便

※止むを得ない場合のみ持参でも可

(3) 提出先

(公財)ふくい産業支援センター 4階 販路・資金支援部

6. 採択基準

次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択します

- ① 申請者が有する技術や商品に優位性、または希少性があること
- ② 事業に成長性、継続性が見込まれること
- ③ 地域経済への波及効果が見込まれること
- ④ 加点項目（交付要領参照）

※審査委員会で計画書の内容を審査します。上記に掲げる条件のほか、計画内容が適切かつ十分な成果を期待し得る事業であるかなども考慮されます。

※**交付決定は8月中旬を予定しています。**

7. 今後のスケジュール

| 時期 | 項目 |
|------------------|-------------------------|
| 5/27(水)～6月30日(火) | 募集期間 |
| 7月 | 審査会 |
| 8月中旬 | 採択・交付決定 |
| 交付決定後 | 事業開始 ※発注・契約が可能となります。 |

注意点

- ※採択の時期については、前後する可能性があります。
- ※交付決定日以降の発注・契約のみ助成対象となります。
- ※助成金の支払いは助成期間終了後の精算払いとなります。

「ふくいの老舗逸品承継発展事業助成金の件で・・・」
お問い合わせ・ご相談は以下まで
お気軽にご連絡ください。

(公財) ふくい産業支援センター

販路・資金支援部 資金支援グループ



〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

(福井県産業情報センタービル内)

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

E-mail shikin-g@fisc.jp URL <https://www.fisc.jp>